

国立大学法人東京医科歯科大学医学部附属病院

災害テロ対策室規則

平成30年10月26日
規則第104号

(趣旨)

第1条 東京医科歯科大学医学部附属病院災害テロ対策室（以下「災害テロ対策室」という。）については、東京医科歯科大学医学部附属病院規則（平成16年規則第106号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 災害テロ対策室は、医学部附属病院長（以下「病院長」という。）の管理の下に、地震等の災害時やテロ等の発生時の運用方法を検討することを目的とする。

(職員及び職務)

第3条 災害テロ対策室に、次の職員を置く。

- (1) 室長
 - (2) 看護師
 - (3) 救急救命士
 - (4) その他必要な職員
- 2 室長は、大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（医学系）、大学院保健衛生学研究科又は医学部附属病院に属する教授、准教授、講師（特任教員を含む）若しくは医療技術職員をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。
- 3 室長は、病院長の命を受け、災害テロ対策室の管理運営に当たる。
- 4 その他必要な職員は、室長の命を受け、業務を分掌する。

(選考)

- 第4条 室長の選考は、病院運営会議の議を経て、病院長が決定する。
- 2 室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、室長の任期の末日は、当該室長を任命する病院長の任期の末日以前とする。
 - 3 病院長は、室長がその職務を十分に果たさず、病院運営に重大な支障をきたす場合には、病院運営会議の承認を得て解任することができる。
 - 4 室長が任期途中で欠けた場合の後任の室長の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 定年退職日が第2項の規定による任期の末日前である室長の任期は、第2項の規定にかかわらず、当該定年退職日までとする。
 - 6 前項の適用を受けた者の後任の室長の任期は、前任者に同項の規定の適用がないものとした場合の残任期間とする。
 - 7 前条第1項第1号の職員について、医療職員本給表（一）を適用する者を充てる場合は、国立大学法人東京医科歯科大学医療技術職員の役職に関する要項（平成25年制定）を適用するものとする。

(運営委員会)

第5条 委員会に、災害テロ対策室の具体的事案の対応を検討するため、災害テロ対策室運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 災害テロ対策室の運営に関する基本事項。
- (2) 災害テロ対策室に必用な規則の制定及び改廃に関する事項。
- (3) 災害時やテロ等の発生時の運用方法に関する事項。
- (4) その他必要な事項。

(委員)

第6条 委員会は次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（医学系）の臨床系又は医学部附属病院に所属する教員2名
（内科系診療部門1名、外科系診療部門1名）
- (3) 看護師2名
- (4) 救急救命士1名
- (5) 中央診療施設等に所属する職員2名
- (6) その他病院長が必要と認めた者

2 前項第2号から第6号の委員は、病院長が委嘱する。

3 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 委員会には委員長を置き、室長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第8条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、委員会を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、医学部附属病院事務部総務課が行う。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

第12条 この規則の改廃は、病院運営会議の議を経るものとする。

附 則

この規則は、平成30年11月1日から施行する。